

令和5年勝浦町マラソン議会（12月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和5年12月19日

1 招 集 場 所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開 議 12月19日 午前9時31分 議 長 松 田 貴 志

散 会 12月19日 午前10時33分 議 長 松 田 貴 志

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1 番	内 谷 安 宏	2 番	福 井 裕 美
3 番	長 尾 隆 資	4 番	玉 置 守
5 番	花 房 勝 一	6 番	瀬 戸 直 一
7 番	美 馬 友 子	8 番	松 田 貴 志
9 番	籾 公 一	10 番	井 出 美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4 番	玉 置 守	10 番	井 出 美智子
-----	-------	------	---------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町 長	野 上 武 典	副 町 長	山 田 徹
教 育 長	市 川 公 雄	政 策 監	佐 藤 健 司
総務防災課長	中 瀬 弘 晴	企画交流課長	寺 尾 由 美
住 民 課 長	後 藤 信 之	福 祉 課 長	長 友 清 美
建 設 課 長	海 川 好 史	教育委員会事務局長	石 木 正 昭

1 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 松 本 博 文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第 4 議案第 1 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 2 号 勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 3 号 勝浦町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 4 号 令和 5 年度勝浦町一般会計補正予算（第 8 号）について

日程第 8 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで（第 1 号）

1 会議の経過

別紙のとおり

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前 9 時31分 開議

○議長（松田貴志君） おはようございます。

ただいまから令和 5 年勝浦町マラソン議会12月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 日程第 1，諸般の報告を議題とします。

各会議等への出席状況は、お手元に配付の報告書のとおりです。

また、監査委員から例月出納検査の結果が提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第 1 項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長のほか、お手元に配付の出席要求書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第 2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和 5 年勝浦町マラソン議会12月会議における会議録署名議員は、4 番玉置議員，10番井出議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第 3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

笹議会運営委員長。

○議会運営委員長（笹 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

12月12日に議会運営委員会を開催し、12月会議の日程等について協議を行った結果、本日 1 日の開催といたしましたので、ご協力よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松田貴志君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第4号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第1号から議案第4号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

本日は勝浦町マラソン議会12月会議を開会いたしましたところ、委員各位におかれましては、年も押し詰まり、何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝いたします。

また、日曜日には雪もちらつくなど、いよいよ冬到来となりました。お体にはくれぐれもご留意賜り、良き新年が迎えられるようお祈りいたします。

それでは、本議会に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、職員の給与に関し、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める戸籍法に基づく事務手数料について所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、勝浦町公の施設の指定管理の指定についてであります。

これは、勝浦町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,934万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億2,266万4,000円とするものでございます。

つきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松田貴志君） 町長の説明が終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号、議案第3号及び議案第4号の全体説明について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） おはようございます。

議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

こちらのほうは、令和5年度の人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が行われるため、本町においても、人事院勧告、徳島県人事委員会勧告等を踏まえ、給与改定を行うものでございます。

改正内容といたしましては、大まかに3点でございます。

まず、初任給調整手当でございます。こちらのほうは、令和5年度以降における初任給調整手当の支給月額の限度額を引き上げるものでございます。

2点目でございます。こちらのほうは、令和5年度における一般職及び特別職の賞与、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定でございます。一般職再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を除く一般職につきましては、賞与、期末勤勉手当の支給月数を年4.4月分から年4.5月分に改正するものでございます。期末手当及び勤勉手当の支給月数につきましては、それぞれ年0.05月分引き上げるものでございます。一般職再任用職員につきましては、賞与支給月数、期末勤勉手当の支給月数につきまして、年2.3月分から年2.35月分に増額するものでございます。なお、こちらのほうも、期末勤勉手当の支給月数につきましては、年0.025月分引き上げるものでございます。

それから、一般職任期付採用職員及び特別職につきましては、期末支給手当月数、こちらのほうを年3.3月分から3.4月分に改正するものでございます。令和5年度につきましては、差額において支給する予定としております。令和6年度以降につきましては、引上げ分を6月期及び12月期の賞与が均等となるように反映するものでござい

ます。

3点目でございます。

こちらのほうは、給与表の給与月額を改定するものでございます。改正につきましては、適用期日といたしまして、令和5年4月1日遡及適用というふうにさせていただいております。

主な改正内容については以上でございます。よろしくお願いします。

続きまして、議案第3号、勝浦町公の施設の指定管理の指定についてでございます。

こちらのほうは、自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。施設の名称、道の駅ひなの里かつうら、指定管理となる団体の名称、特定非営利活動法人K-F r i e n d s、指定する期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第4号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正額2,176万2,000円、2項国庫補助金5,075万円、19款繰越金、1項繰越金1,603万4,000円、21款町債、1項町債1,080万円、歳入合計補正額9,934万6,000円。

続きまして、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、補正額5,075万円、2項児童福祉費125万9,000円、9款教育費、1項教育総務費10万円、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費3,673万6,000円、12款予備費、1項予備費1,050万1,000円、歳出合計9,934万6,000円でございます。

補正後の額といたしまして、歳入歳出それぞれ42億2,266万4,000円とさせていただいております。

続きまして、第2表繰越明許費補正でございます。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、補正前の額4,023万2,000円を、補正後9,600万円に増額補正するものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為の補正でございます。

道の駅ひなの里かつうら指定管理業務委託料につきまして、期間、令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額2,702万1,000円とするものでございます。

続きまして、第4表地方債補正でございます。

起債の目的、現年公共土木債、補正前の限度額1,920万円に補正限度額1,080万円を追加し、限度額3,000万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算同様とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君） 議案第2号及び議案第4号の住民課関係について。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） おはようございます。

議案第2号、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料については、定期的に見直しが行われておるところでございます。今般の国の戸籍法の一部改正に伴いまして、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としまして、戸籍証明の広域交付に係る手数料を定めるもの、これによりまして、自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となるものでございます。

次に、電子証明書提供用識別符号の発行等に関する手数料を定めるもの、現在パスポートの申請には戸籍謄本の添付が必要となっておりますが、電子証明書提出用識別符号を役場で発行し、その識別符号の提出でパスポートの申請ができるようになります。情報連携により識別符号が提出された機関で、戸籍情報が閲覧可能となるものでございます。

以上が法改正に伴う手数料を改正するものでございます。

続きまして、議案第4号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）の住民課関係につきましてご説明を申し上げます。

住民税非課税世帯への給付金支給についてでございます。本給付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者への支援のため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給するものでござい

ます。事業概要は、世帯全員の令和５年度分の住民税が非課税である世帯の世帯主、そのほか家計が急変し、課税世帯ではありますが、非課税世帯と同様の事情にある世帯の世帯主に７万円を支給するものでございます。対象者は700世帯を見込んでおります。支給方法は、前回の３万円の給付金を勝浦町から口座振替で受給した世帯に、給付の通知案内を発送いたします。通知案内に記載されております前回と同じ口座に振込を希望する場合は、住民からの返信等をするのではなく、記載されている口座に住民課から給付金を振り込む形で支給する予定としております。

受給拒否、受け取り口座の変更、支給要件を満たさなくなった等の場合につきましては、町へご連絡をいただきましたら町から申請書を送付しますので、必要事項を記入し、提出書類を添付して返信していただき、確認後支給するというところでございます。事業費は、給付金として７万円掛ける700世帯で4,900万円、補助をお願いする会計年度任用職員の人件費等71万7,000円、その他として時間外手当、消耗品費、封筒作成などの印刷製本費、郵送代などの通信運搬費、それから口座振替手数料など103万3,000円でございます。財源としましては、国の交付金を充当する予定としております。実施予定スケジュールでございますが、補正予算成立後に事業実施の準備をし、通知書発送は１月下旬を目指してまいります。

住民課関係の一般会計補正予算といたしましては以上でございます。ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第４号の福祉課関係について。

長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） おはようございます。

令和５年度勝浦町一般会計補正予算（第８号）について詳細説明をさせていただきます。

歳出、３款２項３目子どもはぐくみ医療費の助成制度改正事業でございます。

目的としましては、令和６年度開始となる徳島県子どもはぐくみ医療費の助成制度改正に対応するため、システム改修を行うものでございます。事業内容は、医療費の助成範囲を、これまでの中学校修了から高校修了までに拡大します。また、全年齢範囲で、入院の場合、１医療機関600円の自己負担を撤廃します。また、医療費助成について所得制限がありましたが、それを撤廃いたします。事業費としましては、受給

者証印刷代が 4 万 8,400 円、システム改修委託料が 121 万円、合計 125 万 9,000 円の補正をお願いするものでございます。財源は全て一般財源となります。スケジュールとしては、1 月に契約し、2 月から 3 月にシステム改修及び受給者証の印刷を行う予定でございます。

以上で福祉課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第 4 号の建設課関係について。

海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 議案第 4 号、一般会計補正予算（第 8 号）について詳細説明をいたします。

建設課関係の補正予算でございます。

10 款 1 項 2 目公共土木施設災害復旧事業費でございますが、概要でございますが、まず 11 月 5 日から 6 日の豪雨により被災した公共土木施設、道路 1 件を復旧するための予算でございます。3 節職員手当、時間外勤務手当として 11 万 9,000 円を、14 節工事請負費として 3,661 万 7,000 円をそれぞれ増額補正提案するものでございます。特定財源といたしましては、国庫負担金 2,176 万 2,000 円と、現年公共土木施設災害復旧事業債 1,080 万円を合わせた 3,256 万 2,000 円を充当いたします。

災害復旧事業の工程ですが、本日災害査定を受け、来年 1 月には工事を発注し、10 月末までの復旧を考えております。そのため、今回の補正予算については繰越しをして執行する予定でございます。被災箇所や被災状況。それから応急工事の完了状況については、管内図に示したとおりでございます。

以上が建設課関係の補正予算の詳細説明でございます。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第 4 号の教育委員会関係について。

石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） おはようございます。

教育委員会から議案第 4 号、令和 5 年度一般会計補正予算（第 8 号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

教育委員会からは、今回 1 つのマネジメントシートで、勝浦町高校生等修学費助成事業についての補正予算、こちらのほうのお願いとなります。

この事業でございますが、高校等への進学について、町内に高校等が少ないこと

や、通学に時間、費用がかかるなど、都市部に比べて学習環境が困難な状況にあります高校生等の保護者の町民の皆様に対し支援を行うことにより、経済的負担の軽減を通じて、教育の機会均等と、地域社会に有利な人材の育成、こちらのほうを目的として実施をしております。事業の内容としまして、養育しています高校生等1人につきまして、年額10万円を交付しております。

補正予算に至った経緯でございますが、当初予算におきまして、お手元資料の内訳により106名分の予算、こちらのほうを計上しておりましたが、これに対しまして申請人数の実績でございますが、この104名のうち101名の方、こちらのほうの方の申請と、あと定時制の4年制の方1名、また予算計上後に転入をされた方4名及び県外在住の高校生の方1名、こちらの皆様から申請がありまして、合計107名の方から申請があったというところでございます。その結果、1名分の予算額が不足するというところになったため、今回補正予算のお願いに至っております。

なお、申請の締切りでございますが、11月30日までとしておりましたが、最終の申請が11月29日であったということから、このタイミングでの補正予算提出となりましたので、ご理解をお願いできればと思います。財源でございますが、当初予算では、事業費1,060万円のうち過疎対策事業債、ソフト事業ですが、こちら700万円を充当しておりますが、今回の補正額10万円につきましては全額を一般財源としております。

続きまして、予算書のほうで説明をさせていただきます。

予算書12ページ、お手元になりますが、9款の教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、18節負担金補助及び交付金、説明767の高校生等修学支援事業補助金でございます。補正額は10万円となっております。先ほど申し上げましたが、今回の補正額10万円につきましては全額、財源は一般財源ということになっております。なお、この制度の周知ですが、先ほどマネジメントシートにもありましたが、町の広報紙及び町のホームページで2回ほど周知をしたところでございます。

以上、教育委員会からの詳細説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田貴志君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

給与に関する条例改正です。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） それでは、議案第2号について質疑はありませんか。手数料徴収条例です。

筈議員。

○9番（筈 公一君） ちょっと説明の中で、住民等戸籍謄本とか、町外におる方でも取れるっていう話だったで。また、勝浦町でこれを聞いたら、何かくれるんじゃない、物を。これを向こうへ持っていったらいけるちゅうこと。というんは、勝浦町のほうには一切何もせんと、勝浦町外におる人が、勝浦町に戸籍がある人が取ろうと思うたら、手数料はどっちで払うん。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 例えば、勝浦町に戸籍のある人が徳島市で戸籍を取るといった場合は、徳島市さんのほうに手数料を払うようになります。

○9番（筈 公一君） こちらの分は、勝浦町の戸籍を取っても手数料は徳島のほうで払うということ。

○住民課長（後藤信之君） そうです。

○9番（筈 公一君） 逆の場合も、市内とかにある人、町外にある人が勝浦町でほれを取ろうと思うたら、勝浦町のほうに手数料を払う。

○住民課長（後藤信之君） そうです。

○9番（筈 公一君） それが750円、新しいやつは。

いずれにしても、取ったところで払うということやね。

○住民課長（後藤信之君） そうです。戸籍の場合は450円です。

○9番（筈 公一君） 450円。元あるところで払うんじゃないでして。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 戸籍のことにに関してちょっとお伺いしたいんですけども、普通に戸籍謄本を取る場合と、符号を取る場合の差というのは、帳票の中でどのような差があるんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） ペーパーで出していた戸籍が、符号の交付に変わるという事でございます。

○1番（内谷安宏君） すいません、ちょっと理解できなかったもので、もう一回よろしいですか。

従来の戸籍謄本でいただいていたものと、戸籍電子証明書提供用識別符号でいただける情報っていうか、まあ紙なりの情報っていうのはどのような差がありますか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 戸籍としての内容としては同じものでございます。ですから、紙でいくか、それか識別符号によって識別符号の先の機関によって閲覧ができると。情報共有による閲覧ができるということになりますので、戸籍の記載自体については同じものでございます。

○1番（内谷安宏君） 識別符号というものは、何かどういったらいいか、パスワード的な暗号みたいなもので、それを紙でいただける。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） そういう形で、記号的なものでございます。

○1番（内谷安宏君） 記号的なものを書類でいただいて、それを先ほど説明にあったパスポートの申請とかをするときに、そのパスワードのようなものが書かれたものを申請書と一緒に出したら、パスポートを作ってくれる機関が、その符号を用いて戸籍情報を参照して、登録というか発行してくれる。パスポートの発行をしてくれるというような使い方ができると。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） おっしゃるようなことになるかとは思いますが、電子申請、パソコンとかスマホとかでの電子申請のことを想定されていると思いますので、その際に、識別符号を入力してということになるんかと思います。

○1番（内谷安宏君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。いけますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、議案第3号について質疑はありませんか。

花房議員。

○5 番（花房勝一君） 議案第3号について質問させていただきます。

今回、1回流れた後、また2回目の募集で、募集要項をちらっと確認させていただきましたんですが、金額がかなり変わってしまったと思います。後のところはちょっとよく分からなかったんですけど、その金額が変わった理由、またほかに変わったところがあったのかどうかお願いしたいです。

○議長（松田貴志君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 今回の金額の差につきましては、電気料につきまして、電気代とかの高騰とかが見込みがなかなかつきづらいということで、電気代のほうは町のほうで負担ということで、指定管理の中から外したところが大きな変更点でございます。

以上です。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5 番（花房勝一君） それだけですか。金額が変わったんは分かったんですけど、ほかに変わったところはあるんですかね。

○企画交流課長（寺尾由美君） それ以外のところでは、特に大きく変わったところはありません。

○5 番（花房勝一君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

笹議員。

○9 番（笹 公一君） 関連しての委託料というか他の金額やけど、今回利用料として道の駅が入るようになったでしょう。たしか200万円とか何とか言いよったような気がするんやけど、その分はどんなんですか、減っとなんですか。

○企画交流課長（寺尾由美君） 差引きしております。入のほうを見込んだ上での積算を行いました。

○9 番（笹 公一君） 差引きしとるということやね。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

花房議員。

○5 番（花房勝一君） 今の関連で、それはもう9月の時点で減っとなたんやね、これね。

○企画交流課長（寺尾由美君）　そうです。そうなんです。すいません。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　9月の時点では電気代も全部含めた上での積算だったので、今回は幅が縮まったような形にはなってます。

○議長（松田貴志君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　議案第4号について質疑はありませんか。一般会計補正予算です。

　　○議員。

○9番（笹　公一君）　補正予算の件で、物価高騰対応の例の非課税世帯7万円給付事業があるんですが、大体こういうものに付き物の今回システム改修というんは、何かええんやけど、これはせんでよかった理由ちゅうんはありますか。

○議長（松田貴志君）　後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君）　前回の3万円の給付から時間の経過も少ないということもございます。そういった点もございまして踏まえて検討した結果、システム改修なしに業務を行えるものと判断いたしました。

　　以上です。

○9番（笹　公一君）　基準日はちょっと違うんだらう。

○議長（松田貴志君）　後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君）　基準日は違います。今回の場合は12月1日。

○9番（笹　公一君）　なっとるで。

　　前は、ちょっとしか差がないのにいかなんで、システム改修が要るやいう話をしとったのに、いや、ええと思うんですよ。こういうのでできるんだったら。今後もぜひそういうようにしていってもらいたいなと思うんやけど、それは職員だけで対応できるということ。

○議長（松田貴志君）　後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君）　期間が短いこともございますので、転入転出もそんなにないだろうということを予定しておりますので、職員で実施可能かなと判断しております。

○9番（節 公一君） ほれはええと思うんで、ほかの課もできたらほういうことを参考にしながらやってもらいたいなというところがあるんやけど、もう一点だけ、議長、ええで。

○議長（松田貴志君） どうぞ。

○9番（節 公一君） 今回、会計年度の職員を採用するようになったんですが、これって急なことでもあると思うんで、いつ頃採用して、どのぐらいの期間で、ほんでまたそういう人は見込みがついとんかどうか、そこらあたりどんなんですか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 3万円の給付の際にご協力いただきました会計年度任用職員さんの方を引き続き、仕事も慣れてますので雇用をお願いしようとかと思っております。

○9番（節 公一君） めどがついとるちゅうことやね。安心しました。

以上です。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 今の関連なんですけど、7月補正の3万円のときは750世帯だった。今回700世帯で、最終の3万円のときは何世帯とか、今資料をお持ちでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 5年度、住民税非課税世帯への給付金3万円につきましては、支給世帯が646世帯でございました。646世帯というのを踏まえまして、世帯数700ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） ほれが10月末で終わって、今回が3月末で終わるんで、そんなに期間がないんで数の差はないんかなと思うんで、また最終報告もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

玉置議員。

○4番（玉置 守君） 建設課長さんにお聞きしたいと思います。

補正の中で災害復旧事業、これですね。棚野立川線、これがあると思うんですが、これについては、町施設の不燃物処理場、それから民家もございますので、できるだけ早い復旧をというお願いをしておきたいと思います。

それから、ご存じのとおり、この箇所は例年からいつも地質も悪いし、上から岩石がいつも落ちてきておりますので、施工に当たっても非常にやりにくいところがございますので、安全性も確保した中での施工をお願いをしておきたいと思います。これについて、対策自体の設計にも盛り込んでいると思うんですが、そういったことについてどういうふうな形で設計をしているのか、検討している段階だろうと思いますが、今の時点でのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松田貴志君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 復旧工法についての概要ということで、よろしいですか。

○4番（玉置 守君） 復旧工法に対してと、安全対策等々です。

○建設課長（海川好史君） 説明させていただいたように、本日災害査定を受けるということで、災害への申請内容っていうものについて、ちょっと簡単に報告をさせていただけたらと思います。

棚野立川線ののり面から崩壊があったということで、その崩落土砂を取り除いて、現在は仮設防護柵を設置して、通行ができるようになっておるということ、ただ4トン車以上の車両については制限を加えておるといった状況です、現在の状況としては。それで、今後本格復旧に向けてでございますが、まずのり面については、のり面の浮き石の除去とか、のり面の一部の切り直し作業をするということと、それから下部について、岩盤が露出しようところについては、コンクリートの吹きつけを今のところ考えておるところで、それから上部については、一部土砂層がありますので、その部分についてはロックボルト等で崩落を抑えていくというような形の対策工法を今考えておるといったような状況です。防護柵をつけておりますので、その間車両については、状況によっては一部また通行の規制というものは発生するかも分からないということで、その他については実施設計を組んで、どういったときに通行に支障が出てくるかというところについては、また設計と現場の施工業者が決まった段

階で再度精査する必要があるのかなというふうには考えております。

それから、安全対策については、通行制限等通れるような状況かというところも含めて、ガードマン等が必要なのかどうなのかというあたりも、今後考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君） 玉置議員。

○4番（玉置 守君） 復旧について、非常に高度な技術も要するし、費用も非常にかかるというようなことで、安全対策等々加味しながら施工に当たっていただきたいと思います。

それと、これはこの話ではないことで、すぐに直結するっていうような、補正予算に絡むものではございませんけれども、立川線というのは非常に奥も長いし、町施設もある、また民家もあるっていうようなことで、その生活圏を守るっていうようなことについて、ひとつ提案していきたいんですが、今逆調ダムの上が全然通れないので、あれが通れるような形で県との協議ができないか。そうすれば、棚野立川、あと横瀬立川が直結されて、安全避難道路、またいろんな意味でのことができるんでないかというふうに思っていますので、これからのいろんな県との協議もあるだろうと思うんですが、そういったこともできないかというのも頭の隅に置いていただけないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

花房議員。

○5番（花房勝一君） 教育委員会に給付金の件で、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、2名が未申請っていうのは、理由までこちらが調べないかんのかどうかって分からんけど、これはどのように思いますか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） はい、ちょっとこの点は実は課題になってると思います。実は案内文書を送ってますので、出しませんかという周知をもちろんしてあるんですけど、ちょっともしかしたらこの方が、例えば退学とかをされているという可能性もありますので、今後のここの周知はちょっと課題かなというところは

考えております。今回は、特に把握はできてないところがございます。

以上です。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） 一番怖いのは、案内とかを知らなかったっていうんがあれば、何か怖いような気がするんですけども、今回はもう終わっとなんですけど、またこういうアフターができるのであれば、再通知を出したり、これやったら電話確認してもええような気がするって、またこういう努力をしていただけたらなと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君） ちょっと今の関連でいいですか。

結果的に2件ということで、相手に電話確認をせんかった理由は何があるんですか。

局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 令和4年度、過去にコロナの交付金を活用してこういった事業をしておりましたが、そういった退学してしまったという例があって、周知のほうをちゅうちょしてるところはありますが、そこらを含めて課題と認識しておりますので、またどういった方法を取れるかなということを考えてはみたいと思います。

○議長（松田貴志君） 方法というか、電話以外にないのかなと思いますし、案内を送って反応がないんだったら、電話連絡先も分からん場合もあるっていうことですか。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 可能性として、いざ連絡となればちょっと連絡が取れないケースが考えられますけど、今回ここまでアクションを起こせてなかったので、今後考えてみたいなと考えております。

○議長（松田貴志君） 花房議員もおっしゃいましたけど、せっかく予算も組んでるし、ただ防止されているだけだったらとても残念なことなんかなと思うので、そこはできれば、何百人もおる話でないんで、きめ細かい対応をお願いしたいなとは思いますが。

ほかにありませんか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 関連ですけど、やっぱり答弁がおかしいって感じるんです。確認できてないのでしっかり確認して報告しますっていう答弁が欲しかったと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 確認の重要性というのは私も認識しておりますので今後、今回は確かに確認できておりませんので、今回の点を反省点というところと捉えまして、今後考えてみたいと思います。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 私たちが欲しいのは、今後じゃなくって、この問題に対して確認が取れてない事例を今確認してほしいっていうふうにみんなが言ってると思うんです、議長も花房議員も。それに対して今回はどうするかっていう答弁がなくて、今後しますって言うんだったら、ちょっと答弁がかみ合っていないような気がするんですけど。2件、電話をしてほしいってみんな言ってると思うんです。いかがでしょうか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） すいません。ちょっと今回なんですけど、一応締切りが11月30日になってたというところもありますので、そういったところもちょっと考えなければいけないかなと思っております。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） それを分かった上で私たちは言ってるんであって、その対応をもう少し丁寧にしてほしいって言ってるので、教育委員会とか町長とかも、もう一回しっかり相談してほしいと思います。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 福祉課の子どもはぐくみ医療費助成制度についてお聞きしたいんですけども、今回の補正が126万円ぐらいで、ほとんどシステム改修費なんですけども、この財源が一般財源で、県からのお金っていうのは一部負担とかはしてもらえなかったんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） これまでに町のほうが拡大をして、医療費とか助成をし

てました。そこら辺が、また今度県が負担するようになりますので、ちょっと財源が浮いてくるというようなところで、システム改修については町の負担でお願いしますというようなことで、県のほうからお願いがありましたというようなところがございます。

○1番（内谷安宏君） 事業のトータルで、県と町のほうで負担し合ってるから、今回の改修については町のほうでっていうことですね。

○福祉課長（長友清美君） そうです。負担が今回はないんですが、お願いしたいというようなところで、協力のお願いがありました。

○1番（内谷安宏君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

瀬戸議員。

○6番（瀬戸直一君） 今の関連でお願いします。

全年齢範囲で、入院の場合600円の自己負担を撤廃する、所得制限を撤廃する、県の助成範囲を高校生まで拡大するとありますが、勝浦町の場合、7歳から18歳に達する年度末までの部分については、今現在は自己負担があり、食事療養費の給付はありませんってあるんですが、この点はどうなんでしょうか。自己負担はなくなると。それで、食事療養費の給付はありませんとあるんですが、これはどうなんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 入院の場合は、県の拡大に合わせまして、ゼロ歳から18歳まで自己負担がなくなります。入院の食事代につきましては、県のほうは助成が対象外になっておりますが、勝浦町の場合は、今ゼロ歳から7歳未満につきましては助成をいたしております。

○6番（瀬戸直一君） ということは、18歳まではないちゅうことやね。7歳まではあるけど。

○福祉課長（長友清美君） 7歳から18歳の食事療養費につきましては、今の制度は助成対象外となっております。ここら辺につきましても、次の新たな予算というところで、子供さんの支援としてそこら辺も検討はしてみたいと考えております。

○6番（瀬戸直一君） ぜひともよろしくお願いします。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

花房議員。

○5番（花房勝一君） 建設課に、公共土木施設災害復旧事業についてお伺いします。

今回崩れて、また大きな工事になると思うんですが、予防というか、そこらの一体の周りの調査とかはされるのかどうか、2か月前に婆羅尾が大きな工事をされとる真横が崩れとるよね。これはどんな対策をされるんかどう、崩れたところだけなのかどうか、そこらをお願いしたいです。

○議長（松田貴志君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 今現在としては、崩落があったところについて、小規模の崩落だったら土砂の取りのけで対応しておるという状況でございます。それで今回、今年については婆羅尾でも大規模な崩落、山腹崩壊、それからその後、棚野立川線でも山腹崩壊と大規模な崩壊があったっていうようなところなんです。今後の対応として、今検討を始めておるのが、できれば主要なところについてののり面の点検等について、町道については全路線の点検ってなると、延長も大規模というか何百キロ、400キロ、500キロというような長さになりますので、全延長についてはできませんが、部分的な点検というものはしていく必要があるのではないかなというふうには考えております。これは今後の予算も伴う話になりますので、検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） ぜひ、危険そうなところは点検をよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、お諮りいたします。

議案第1号から議案第4号までを第二読会に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。本件は、第二読会に付すことに決定い

たします。

議案第1号から議案第4号までを一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号について質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第4号までを第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定します。

議案第1号から議案第4号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第4号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）についてまでは原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で12月会議の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前10時33分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員